

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例を廃止する条例（第65号）……………2
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第66号）……………2
- 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（第67号）……………2
- 秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第68号）……………5
- 秋田市営住宅条例等の一部を改正する条例（第69号）……………5

規 則

- 秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例施行規則を廃止する規則（第50号）……………5
- 秋田市財務規則等の一部を改正する規則（第51号）……………5
- 福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第52号）……………6
- 秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第53号）……………6
- 秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（第54号）……………7

教 委 規 則

- 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則（第4号）……………9

告 示

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第210号）…9
- 災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定について（第211号）……………9
- 災害対策基本法による指定避難所の指定について（第212号）……………11
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止について（第213号）……………14
- 差押書および参加差押解除通知書の公示送達について（第214号）……………14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第215号）……………14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第216号）……………14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第217号）……………14

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第218号）…14
- 平成26年度市民税・県民税納税通知書・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第219号）……………14
- 平成26年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第220号）……………15
- 放置自転車等の撤去および保管について（第221号）……………15
- 秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第222号）……………15
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第223号）……………15
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第224号）……………15
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第225号）……………16
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第226号）……………16
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第228号）…16
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第229号）…17
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第230号）……………17
- 短期被保険者証交付通知書の公示送達について（第231号）……………17
- 被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更新予告通知書の公示送達について（第232号）……………17
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第233号）……………17

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第11号）……………17

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第25号）……………18

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第11号）……………18

公 告

- 予防接種法による定期予防接種について……………18
- 都市計画道路の変更に関わる図書の写しの縦覧について……………18
- 地区計画の原案の縦覧について……………18
- 建築基準法による道路の指定について……………18
- 農用地利用集積計画の策定について……………19
- 開発行為に関する工事の完了について……………19
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しについて……………19

.....	19
教 委 公 告	
○平成27年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について.....	19
○平成27年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒の募集について.....	19

選 管 公 告	
○檢察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について.....	20
○裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について.....	20

上下水道局公告	
○受益者負担金の賦課対象区域について.....	20
○受益者負担金の賦課対象区域について.....	20
○受益者負担金の賦課対象区域について.....	20

条 例

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第65号

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例を廃止する条例
秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例（平成16年秋田市条例第79号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年11月 1 日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第66号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例
秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 第65号の 2 および第65号の 3 中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表第65号の 4 中「薬事法第12条第 1 項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第 1 項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表第65号の 5 中「薬事法第12条第 2 項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第 2 項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表第65号の 6 中「薬事法第13条第 1 項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第 1 項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表第65号の 7 中「薬事法第13条第 3 項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の

確保等に関する法律第13条第 3 項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表第65号の 8 中「薬事法第14条第 1 項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第 1 項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表第65号の 9 中「薬事法第14条第 9 項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第 9 項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表第66号および第67号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表第67号の 6 を削り、同表第67号の 5 中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号を同表第67号の 7 とし、同表第67号の 4 中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号を同表第67号の 6 とし、同表第67号の 3 中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号を同表第67号の 5 とし、同表第67号の 2 中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号を同表第67号の 4 とし、同表第67号の次に次のように加える。

第67の 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 5 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証の書換え交付手数料	2,000円
第67の 3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 6 第 1 項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料	2,900円

別表第 3 第68号中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表第68号の 2 を削り、同表第69号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年 9 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第67号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例
（趣旨）
第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童

健全育成事業をいう。以下同じ。)の設備および運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、秋田市社会福祉審議会条例(平成12年秋田市条例第9号)第1条の規定により置かれる秋田市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業者の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流および連携を図り、児童の保護者および地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気その他の利用者の保健衛生および利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火用具、非常口その他非常災害に際し必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練および消火訓練は、定期的に行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論および実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識および技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励

み、児童の健全な育成を図るために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊びおよび生活の場としての機能ならびに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画ならびに第1項に規定する設備および備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生および安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当

する課程を修めて卒業した者

- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員および補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の放課後児童健全育成事業者の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の心身に有害な影響を与える行為をすること。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 職員の職種、員数および職務の内容
- (3) 開所している日および時間
- (4) 支援の内容および当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、放課後児童健全育成事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支および利用者の処遇の状況を明らかにした記録を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、市から、当該放課後児童健全育成事業所が行った支援に関し、当該支援について指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間および日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則とし、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他児童の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき5時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき281日以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他児童の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康および行動を説明するとともに、支援の内容等について、当該保護者の理解および協力を得よう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、直ちに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなら

ない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- （設備の基準に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成32年3月31日までの間、施行日前から現に放課後児童健全育成事業を行っている場所に係る第9条第2項の規定の適用については、同項中「1.65平方メートル以上」とあるのは、「1.25平方メートル以上」とする。
- （職員に関する経過措置）
- 3 施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第68号

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1下新城中野地区整備計画の項中「平成10年秋田市告示第173号」を「平成26年秋田市告示第194号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （罰則に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田市営住宅条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第69号

秋田市営住宅条例等の一部を改正する条例

（秋田市営住宅条例の一部改正）

第1条 秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、「附則第4条第1項」の次に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加える。

（秋田市老人デイサービスセンター条例の一部改正）

第2条 秋田市老人デイサービスセンター条例（平成3年秋田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、「附則第4条第1項」の次に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加える。

（秋田市介護保険条例の一部改正）

第3条 秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項」に改め、「附則第4条第1項」の次に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加える。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

規 則

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第50号

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例施行規則を廃止する規則

秋田市河辺戸島ふるさとセンター条例施行規則（平成16年秋田市規則第54号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

秋田市財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第51号

秋田市財務規則等の一部を改正する規則

（秋田市財務規則の一部改正）

第1条 秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第73条第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

別表第1の2扶助費の項および別表第2委託料の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（同法第15条第3項において準用する場合および）」に改める。

（秋田市介護保険条例施行規則の一部改正）

第2条 秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、「附則第4条第1項」の次に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加える。

（秋田市介護保険法施行細則の一部改正）

第3条 秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、「附則第4条第1項」の次に「および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第52号

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（昭和27年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、同条中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律関係の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律関係」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律関係」に改め、同項第1号中「中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（同法第15条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、「支援給付」の次に「（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条の規定による配偶者支援金の支給を含む。第3号において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第53号

秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則
秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第2条に次の1項を加える。

3 前2項（前項第3号および第4号を除く。）の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者について準用する。

第3条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者について準用する。

第4条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（変更）申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（変更）申請書」に改め、同条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付申請書」に改める。

第5条中「保護法第24条第3項」を「支援給付又は配偶者支援金の支給に関する決定を行ったときは、保護法第24条第3項」に、「支援給付決定（変更）通知書」を「支援給付・配偶者支援金決

定（変更）通知書」に改め、「支援給付申請却下通知書」の次に「もしくは配偶者支援金申請却下通知書」を加え、「支援給付廃止（停止）決定通知書」を「支援給付・配偶者支援金廃止（停止）決定通知書」に改める。

第9条の見出しを「（支援給付金品又は配偶者支援金の支給方法等）」に改め、同条第2項中「場合」の次に「又は法第15条の規定により配偶者支援金を支給する場合」を、「当該交付」の次に「又は支給」を加え、「支援給付決定（変更）通知書」を「支援給付・配偶者支援金決定（変更）通知書」に改める。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の規定によりなされている申請、手続その他の行為は、改正後の秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第54号

秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則（平成9年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金貸付規則

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「（政令）の次に「第31条の7および」を、「および」の次に「父子福祉資金貸付金ならびに」を加える。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子寡婦福祉資金貸付申請書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付申請書」に改め、同条第3号の表中「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に、「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に、「修学資金」を「母子修学資金」に、「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に、「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に、「生活資金」を「母子生活資金」に、「住宅資金」を「母子住宅資金」に、「転宅資金」を「母子転宅資金」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に、「結婚資金」を「母子結婚資金」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「母子福祉資金の」を削り、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子寡婦福祉資金貸付申請書（団体）」を「母子父子寡婦福祉資金貸付申請書（団体）」に改め、同条第3号中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第5条中「母子寡婦福祉資金貸付決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書」に、「母子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書」

に改める。

第6条第1項中「母子寡婦福祉資金借用書」を「母子父子寡婦福祉資金借用書」に改める。

第7条中「修学資金、技能習得資金、修業資金および生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金および母子生活資金」に改める。

第10条中「修学資金」を「母子修学資金」に改める。

第11条第1項中「修学資金又は修業資金」を「母子修学資金又は母子修業資金」に改める。

第12条第1項および第13条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改める。

第14条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に改め、同条第2項中「母子寡婦福祉資金貸付停止決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金貸付停止決定通知書」に改める。

第17条中「母子寡婦福祉資金一時償還決定通知書」を「母子父子寡婦福祉資金一時償還決定通知書」に改める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第21条中「母子寡婦福祉資金貸付台帳」を「母子父子寡婦福祉資金貸付台帳」に改め、同条を第22条とする。

第20条の見出しを「（寡婦福祉資金への準用）」に改め、同条中「前条」を「第19条」に改め、同条の表を次のように改める。

第2条	第13条第1項	第32条第1項
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	寡婦
	母子事業開始資金	寡婦事業開始資金
	母子事業継続資金	寡婦事業継続資金
	母子修学資金	寡婦修学資金
	母子技能習得資金	寡婦技能習得資金
	母子修業資金	寡婦修業資金
	母子就職支度資金	寡婦就職支度資金
	母子医療介護資金	寡婦医療介護資金
	母子生活資金	寡婦生活資金
第3条	母子住宅資金	寡婦住宅資金
	母子転宅資金	寡婦転宅資金
	母子就学支度資金	寡婦就学支度資金
	母子結婚資金	寡婦結婚資金
	法第14条	法第32条第4項において準用する法第14条
	政令第9条第1項	政令第38条において準用する政令第9条第1項
	第2条又は第3条	第21条において準用する第2条又は第3条
	前条	第21条において準用する第5条
	前項	第21条において準用する第6条第1項
	政令第10条ただし書	政令第38条において準用する政令第10条ただし書
第6条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金およ

	母子修業資金および母子生活資金	び寡婦生活資金	第19条第1項	政令第19条	政令第38条において準用する政令第19条
第10条第1項	母子修学資金	寡婦修学資金	第19条第2項	前項	第21条において準用する第19条第1項
第10条第2項	前項	第21条において準用する第10条第1項	第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。 (父子福祉資金への準用)		
	母子修学資金	寡婦修学資金	第20条 第2条から前条までの規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第11条第1項	法第13条第3項	法第32条第2項	第2条	第13条第1項	第31条の6第1項
	母子修学資金又は母子修業資金	寡婦修学資金又は寡婦修業資金		配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第11条第2項	前項	第21条において準用する第11条第1項		母子事業開始資金	父子事業開始資金
第12条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金		母子事業継続資金	父子事業継続資金
	政令第7条第3号から第5号まで又は第8号	政令第36条第3号から第5号まで又は第8号		母子修学資金	父子修学資金
第12条第2項	前項	第21条において準用する第12条第1項		母子技能習得資金	父子技能習得資金
第13条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金		母子修業資金	父子修業資金
第13条第2項	前項	第21条において準用する第13条第1項		母子就職支度資金	父子就職支度資金
第14条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金		母子医療介護資金	父子医療介護資金
第14条第2項	政令第12条又は政令第13条	政令第38条において準用する政令第12条又は政令第13条	第3条	法第14条	法第31条の6第4項において準用する法第14条
第15条	政令第8条第3項ただし書	政令第37条第3項ただし書	第4条	政令第9条第1項	政令第31条の7において準用する政令第9条第1項
第16条第1項	政令第8条第5項	政令第37条第5項	第5条	第2条又は第3条	第20条において準用する第2条又は第3条
第16条第2項	前項	第21条において準用する第16条第1項	第6条第1項	前条	第20条において準用する第5条
第17条	政令第16条	政令第38条において準用する政令第16条	第6条第2項	前項	第20条において準用する第6条第1項
第17条の2第1項	政令第17条本文	政令第38条において準用する政令第17条本文	第7条	政令第10条ただし書	政令第31条の7において準用する政令第10条ただし書
第17条の2第2項	政令第17条ただし書	政令第38条において準用する政令第17条ただし書		母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金および母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金および父子生活資金
第17条の2第3項	前項	第21条において準用する第17条の2第2項	第10条第1項	母子修学資金	父子修学資金
第18条第1項	法第15条	法第32条第5項において準用する法第15条第1項	第10条第2項	前項	第20条において準用する第10条第1項
第18条第2項	前項	第21条において準用する第18条第1項		母子修学資金	父子修学資金
			第11条第1項	法第13条第3項	法第31条の6第3項
				母子修学資金又は母子修業資金	父子修学資金又は父子修業資金
			第11条第2項	前項	第20条において準用する第11条第1項
			第12条第	母子修学資金、母	父子修学資金、父子技能習

1 項	子技能習得資金、 母子修業資金又は 母子生活資金	得資金、父子修業資金又は 父子生活資金
	政令第7条第3号 から第5号まで又は 第8号	政令第31条の5第3号から 第5号まで又は第8号
第12条第 2 項	前項	第20条において準用する第 12条第1項
第13条第 1 項	母子修学資金、母 子技能習得資金、 母子修業資金又は 母子生活資金	父子修学資金、父子技能習 得資金、父子修業資金又は 父子生活資金
第13条第 2 項	前項	第20条において準用する第 13条第1項
第14条第 1 項	母子修学資金、母 子技能習得資金、 母子修業資金又は 母子生活資金	父子修学資金、父子技能習 得資金、父子修業資金又は 父子生活資金
	政令第12条	政令第31条の7において準 用する政令第12条
第14条第 2 項	政令第12条又は政 令第13条	政令第31条の7において準 用する政令第12条又は政令 第13条
第15条	政令第8条第3項 ただし書	政令第31条の6第3項た だし書
第16条第 1 項	政令第8条第5項	政令第31条の6第5項
第16条第 2 項	前項	第20条において準用する第 16条第1項
第17条	政令第16条	政令第31条の7において準 用する政令第16条
第17条の 2 第1項	政令第17条本文	政令第31条の7において準 用する政令第17条本文
第17条の 2 第2項	政令第17条ただし 書	政令第31条の7において準 用する政令第17条ただし書
第17条の 2 第3項	前項	第20条において準用する第 17条の2第2項
第18条第 1 項	法第15条	法第31条の6第5項にお いて準用する法第15条
第18条第 2 項	前項	第20条において準用する第 18条第1項
第19条第 1 項	政令第19条	政令第31条の7において準 用する政令第19条
第19条第 2 項	前項	第20条において準用する第 19条第1項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市母子福祉資金および寡婦福祉資金貸付規則の規定によりなされている申請、手続その他の行為は、改正後の秋田市母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金貸付規則の相当規定によりなされたものとみなす。

教 委 規 則

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月25日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

秋田市教委規則第4号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条の5中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、複数の学校の事務職員が連携し、共同で事務を処理する場合においては、教育委員会は、必要に応じて県費負担事務職員を事務長として発令することができる。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第210号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年9月1日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田市高陽幸町2番43号

ユートピア406号室

氏名 菊 地 志保子

2 売りさばき所の所在地

秋田市外旭川八柳二丁目2番20号

3 売りさばき所の名称

セブニーレブン秋田外旭川八柳2丁目店

秋田市告示第211号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年9月1日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所（津波）

1 施設

(1) 施設数 36箇所

(2) 名称、所在地および収容人数については、別表1のとおりとする。

2 場所

(1) 場所数 45箇所

(2) 名称、所在地および収容人数については、別表2のとおりとする。

別表 1

指定緊急避難場所（津波）施設一覧表

番号	名 称	所在地	収容人数 (人)
1	雇用促進住宅 緑ヶ丘 宿舎	飯島緑丘町11番 1 号	540
2	北部市民サービスセン ター	土崎港西五丁目 3 番 1 号	4,830
3	チャレンジオフィスあ きた	土崎港西三丁目 9 番15号	970
4	雇用促進住宅 土崎宿 舎	土崎港西二丁目 12番48号	90
5	社会福祉法人はまなす 会ケアハウス土崎	土崎港中央三丁 目 4 番40号	500
6	医療法人正和会五十嵐 記念病院在宅総合ケア センター	土崎港中央一丁 目17番23号	500
7	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目 6 番 1 号	2,160
8	土崎聖書キリスト教会 グローリアチャペル	土崎港中央六丁 目16番34号	150
9	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目 3 番 1 号	1,140
10	土崎マンション	土崎港中央六丁 目16番17号	130
11	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁 目 1 番78号	2,680
12	医療法人運忠会土崎病 院介護老人保健施設な ぎさ	土崎港中央四丁 目 4 番26号	580
13	秋田市環境部庁舎	寺内蛭根三丁目 24番 3 号	690
14	秋田市立体育館	八橋本町六丁目 12番20号	5,000
15	秋田県 J A ビル	八橋南二丁目10 番16号	1,500
16	秋田県赤十字血液セン ター	川尻町字大川反 233番地186	120
17	株式会社ユアテック秋 田支社	川尻町字大川反 233番地 9	260
18	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町 8 番31号	920
19	秋田市営川尻住宅	川尻上野町 1 番	480
20	株式会社さわやか倶楽 部介護付有料老人ホー ムさわやか桜武番館	卸町一丁目10番 3 号	600
21	秋田市立大住小学校	仁井田字西潟敷 33番地	1,820
22	秋田公立美術大学	新屋大川町12番 3 号	850
23	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番 75号	1,810
24	西部市民サービスセン ター	新屋扇町13番34 号	590

25	牛島清水町市営住宅	牛島西四丁目29 番	240
26	天然温泉グランスパホ テルこまち立体駐車場	卸町一丁目 2 番 3 号	1,150
27	ドジャース食品館屋上 駐車場	川尻大川町 8 番 25号	1,100
28	フォレストヒルズ山王	山王沼田町10番 3 号	140
29	株式会社ジーンズエム シーディ物流棟・工場 棟	土崎港相染町字 浜ナシ山17番地 3	1,000
30	秋田県児童会館	山王中島町 1 番 2 号	681
31	秋田県職員港北新町公 舎	港北新町10番 1 号	100
32	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町 7 番 1 号	2,558
33	八橋地区コミュニティ センター	八橋本町五丁目 2 番27号	160
34	山王プレスビル	山王六丁目 1 番 13号	248
35	秋田県営土崎港住宅	土崎港相染町字 中谷地47番地 2 ほか	199
36	ホテルルートイン秋田 土崎	土崎港西二丁目 12番30号	850

別表 2

指定緊急避難場所（津波）場所一覧表

番号	名 称	所在地	収容人数 (人)
1	医療法人久盛会秋田緑 ヶ丘病院 第二、第三 駐車場	飯島字堀川地内	2,000
2	飯島老人いこいの家敷 地	飯島字堀川地内	970
3	飯島西部街区公園	飯島川端三丁目 地内	2,500
4	秋田市立飯島小学校校 庭・グラウンド	飯島鼠田二丁目 地内	19,970
5	飯島穀丁第四児童遊園 地（松風団地）	飯島字穀丁地内	250
6	宗教法人雲祥院霊園お よび山林	飯島穀丁地内	1,700
7	飯島地区コミュニティ センター敷地	飯島松根東町地 内	1,300
8	飯島神社街区公園	飯島松根西町地 内	4,600
9	琴平第二街区公園	土崎港中央四丁 目地内	1,800
10	秋田市立土崎南小学校 グラウンド	土崎港東一丁目 地内	5,470
11	イオンリテール株式会 社イオン土崎港店敷地	土崎港南二丁目 地内	10,480

12	秋田市立將軍野中学校グラウンド	將軍野南一丁目地内	12,920
13	秋田市立清水小学校グラウンド	將軍野南一丁目地内	13,700
14	清水公園	寺内大畑地内	105,000
15	寺内地区コミュニティセンター敷地	寺内神屋敷地内	1,700
16	秋田市立寺内小学校グラウンド	寺内堂ノ沢二丁目地内	8,490
17	秋田県青少年交流センター駐車場	寺内神屋敷地内	3,120
18	八橋運動公園	八橋運動公園地内	198,000
19	総社神社街区公園	川尻総社町地内	8,200
20	秋田カントリークラブコース内、クラブ前駐車場	新屋町字砂奴寄地内	110,350
21	向浜運動広場内旧運転練習場	新屋町字砂奴寄地内ほか	10,000
22	秋田市立秋田商業高等学校グラウンド（サッカー場、硬式野球場、陸上競技場）	新屋勝平台地内	37,060
23	国土交通省秋田防災ステーション敷地	新屋町字天秤野地内	9,400
24	秋田市立勝平小学校グラウンド	新屋松美ガ丘北町地内	9,970
25	秋田市立勝平中学校グラウンド	新屋北浜町地内	10,810
26	松美ケ丘第三街区公園	新屋松美ガ丘南町地内	3,000
27	新屋松美町緑道（勝平日吉神社隣接広場）	新屋松美町地内	6,300
28	割山自動車教習所コース部敷地	新屋割山町地内	9,050
29	秋田県立栗田養護学校グラウンド	新屋栗田町地内	1,540
30	秋田市立日新小学校グラウンド	新屋栗田町地内	6,710
31	大森山公園	浜田地内	291,000
32	秋田市立浜田小学校グラウンド	浜田字自在山地内	18,780
33	もしもしピット秋田市はまなす広場	浜田字滝ノ元地内	1,800
34	医療法人緑陽会笠松病院敷地	浜田字藍ノ原地内	3,200
35	長浜地区運動公園	下浜長浜字藤木台・兜森地内	3,500
36	下浜旧ゲートボール場	下浜羽川字横長根地内	3,830
37	秋田市立下浜小・中学校グラウンド	下浜羽川字水垂地内	5,180
38	下浜工業団地緑地	下浜羽川字下山地内	830

39	羽川岩城地区周辺山林	下浜羽川字岩城地内	1,000
40	秋田県立新屋高等学校グラウンド（野球場・陸上競技場）	豊岩石田坂字鎌塚地内	21,538
41	桂根グラウンドゴルフ場	下浜桂根字大台地内	14,000
42	珠林寺 墓地駐車場	下浜羽川字寺ノ下地内	750
43	八幡神社境内	下浜羽川字家ノ腰地内	900
44	飯島道東一丁目第一児童遊園地	飯島道東一丁目地内	500
45	秋田工業高等専門学校グラウンド	飯島文京町地内	44,000

秋田市告示第212号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年9月1日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 施設数 145箇所
- 2 名称、所在地および収容人数については、別表のとおりとする。

別表

指定避難所一覧表

番号	名 称	所在地	収容人数 (人)
1	保戸野小学校	保戸野すわ町9番60号	419
2	明德小学校	千秋公園1番13号	341
3	築山小学校	榎山古川新町55番1号	346
4	旭北小学校	山王三丁目1番35号	364
5	中通小学校	中通五丁目8番22号	300
6	旭南小学校	旭南一丁目15番1号	258
7	牛島小学校	牛島東六丁目6番1号	417
8	川尻小学校	川尻みよし町8番31号	337
9	旭川小学校	手形字オノ浜63番地	329
10	土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号	319
11	港北小学校	土崎港北四丁目6番1号	337
12	土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号	326
13	清水小学校	將軍野南一丁目2番16号	416
14	広面小学校	広面字蟹沢29番地	346
15	日新小学校	新屋栗田町24番1号	289
16	勝平小学校	新屋松美ガ丘北町14番1号	514
17	太平小学校	太平目長崎字上目長崎144番地	172

18	外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2	357
19	飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号	359
20	下新城小学校	下新城笠岡字佐戸反10番地	304
21	上新城小学校	上新城五十丁字大村屋敷22番地	225
22	仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号	337
23	四ツ小屋小学校	四ツ小屋字街道東256番地1	326
24	上北手小学校	上北手猿田字館ノ下38番地	274
25	下北手小学校	下北手松崎字谷崎202番地1	260
26	下浜小学校	下浜羽川字水垂92番地	252
27	金足西小学校	金足大清水字大清水台1番地	264
28	八橋小学校	八橋大沼町7番1号	309
29	東小学校	東通二丁目11番1号	329
30	泉小学校	泉中央六丁目2番1号	333
31	大住小学校	仁井田字西潟敷33番地	329
32	桜小学校	桜四丁目12番1号	320
33	飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号	328
34	秋田大学附属小学校	保戸野原の町13番1号	479
35	寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番1号	364
36	御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号	419
37	川添小学校	雄和椿川字長者屋敷36番地1	237
38	種平小学校	雄和種沢字戸草沢209番地	237
39	戸米川小学校	雄和戸賀沢字金山沢20番地	203
40	大正寺小学校	雄和新波字寺沢32番地8	288
41	戸島小学校	河辺戸島字本町123番地	292
42	河辺小学校	河辺和田字岡村164番地	341
43	岩見三内小学校	河辺三内字外川原39番地	99
44	東中学校	手形休下町10番51号	591
45	南中学校	南通宮田15番1号	654
46	山王中学校	山王三丁目1番24号	653
47	土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号	611
48	西中学校	新屋大川町19番75号	603
49	外旭川中学校	外旭川字梶ノ目50番地	336

50	北中学校	下新城中字街道端西241番地90	336
51	豊岩中学校	豊岩豊巻字内縄尻90番地2	218
52	城南中学校	檜山城南町4番1号	611
53	下北手中学校	下北手松崎字走り崎14番地	282
54	下浜中学校	下浜羽川字水垂92番地	235
55	城東中学校	広面字鍋沼17番地	677
56	泉中学校	泉北二丁目6番1号	591
57	将軍野中学校	将軍野南一丁目12番1号	601
58	御野場中学校	仁井田字中新田223番地	597
59	勝平中学校	新屋北浜町13番1号	561
60	飯島中学校	飯島字田尻堰越48番地	611
61	秋田大学附属中学校	保戸野原の町7番75号	595
62	桜中学校	桜台一丁目1番1号	560
63	御所野学院中学校	御所野地蔵田四丁目1番1号	477
64	雄和中中学校	雄和石田字蟹沢40番地	387
65	河辺中学校	河辺北野田高屋字雷谷地84番地	562
66	岩見三内中学校	河辺三内字外川原39番地	351
67	秋田北高等学校	千秋中島町8番1号	613
68	秋田工業高等学校	保戸野金砂町3番1号	680
69	秋田高等学校	手形字中台1番地	624
70	秋田中央高等学校	土崎港南三丁目2番78号	626
71	秋田南高等学校	仁井田緑町4番1号	563
72	秋田商業高等学校	新屋勝平台1番1号	1,250
73	金足農業高等学校	金足迫分字海老穴102番地4	463
74	明桜高等学校	下北手桜字守沢8番地1	1,616
75	秋田和洋女子高等学校	千秋明徳町2番26号	428
76	新屋高等学校	豊岩石田坂字鎌塚77番地3	632
77	御所野学院高等学校	御所野地蔵田四丁目1番1号	396
78	秋田工業高等専門学校	飯島文京町1番1号	366
79	秋田大学体育館	手形住吉町6番	863
80	聖園学園短期大学	保戸野すわ町1番58号	350
81	聖霊女子短期大学	寺内高野10番33号	166
82	秋田公立美術大学附属高等学院	新屋大川町12番3号	284

83	栗田養護学校	新屋栗田町10番10号	250
84	秋田公立美術大学	新屋大川町12番3号	399
85	日赤秋田看護大学	上北手猿田字苗代沢17番地3	427
86	秋田きらり支援学校	上北手百崎字諏訪ノ沢3番地127	208
87	旧金足東小学校	金足片田字待入109番地	239
88	旧山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地	186
89	旧赤平小学校	河辺赤平字小曾根80番地	197
90	北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3番1号	405
91	西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号	183
92	南部市民サービスセンター	御野場一丁目5番1号	127
93	東部公民館	広面字釣瓶町13番地3	148
94	南部公民館	牛島東六丁目4番5号	120
95	北部公民館	下新城中野字前谷地263番地	229
96	太平地域センター	太平日長崎字沼田42番地	93
97	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地5	42
98	上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番地1	42
99	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地1	63
100	金足地域センター	金足小泉字上前55番地	72
101	旭川地区コミュニティセンター	手形字オノ浜51番地2	122
102	東地区コミュニティセンター	広面字鬼頭38番地	122
103	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号	124
104	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号	128
105	寺内地区コミュニティセンター	寺内神屋敷13番23号	80
106	外旭川地域センター	外旭川字四百刈76番地	122
107	檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1番9号	209
108	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8番8号	80
109	泉地区コミュニティセンター	泉北一丁目20番27号	120
110	明德地区コミュニティセンター	手形住吉町2番27号	102
111	大住地区コミュニティセンター	仁井田字西潟敷463番地	115

112	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目2番27号	122
113	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号	111
114	保戸野地区コミュニティセンター	保戸野中町6番12号	111
115	下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地4	48
116	豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1	48
117	下浜地区コミュニティセンター	下浜羽川字下野1番地の76	66
118	川尻地区コミュニティセンター	川尻みよし町8番16号	120
119	港北地区コミュニティセンター	土崎港北三丁目7番9号	111
120	旭南地区コミュニティセンター	旭南一丁目15番5号	59
121	秋田市民交流プラザ	東通仲町4番1号	612
122	県立体育館	八橋運動公園1番12号	750
123	茨島体育館	茨島一丁目4番71号	425
124	一つ森公園コミュニティ体育館	下北手桜字蛭沢141番地7	896
125	大森山老人と子どもの家	浜田字出小屋333番地1	250
126	秋田県スポーツ科学センター	八橋運動公園1番5号	650
127	秋田県児童会館	山王中島町1番2号	744
128	秋田県青少年交流センター	寺内神屋敷3番1号	163
129	秋田県ゆとり生活創造センター（遊学舎）	上北手荒巻字堺切24番地2	90
130	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	御所野下堤五丁目1番1号	611
131	長者やま荘（雄和地区北部コミュニティ施設）	雄和椿川字長者屋敷38番地1	113
132	雄和サイクリングターミナル	雄和椿川字奥椿岱145番地2	151
133	雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地1	280
134	雄和体育館	雄和妙法字上大部95番地1	364
135	雄和基幹集落センター（大正寺連絡所）	雄和新波字樋口62番地2	154
136	雄和南体育館	雄和神ヶ村字陳笠259番地	263
137	河辺体育館	河辺和田字上中野186番地	336

138	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地1	703
139	河辺市民サービスセンター	河辺和田字北条ヶ崎38番地2	186
140	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1	259
141	秋田県健康増進交流センター（ユフォール）	河辺三内字丸舞1番地1	334
142	秋田市河辺高齢者健康づくりセンター（ユフォール体育館）	河辺三内字丸舞1番地1	178
143	上三内農村集落センター	河辺三内字三内段91番地	62
144	砂子淵公民館	河辺三内字高畑63番地	68
145	東生活改善センター	河辺岩見字東49番地50	65

秋田市告示第213号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法第85条の規定により告示する。

平成26年9月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 末 優	みなみ風 居宅介護 支援事業 所	秋田市仁井 田新中島826 番地310	平成26年 8月31日	居宅介護支 援

秋田市告示第214号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年9月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
東京都新宿区大京町6番地6 大京町サンハイツ204
伊東 廣美
- 2 送達する書類名
差押書 1通
参加差押解除通知書 1通

秋田市告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成26年9月4日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第132号	有限会社緑ヶ丘薬局	秋田市飯島緑丘町2番32号	平成26年 5月1日

秋田市告示第216号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成26年9月8日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第184号	泉さくら薬局	秋田市泉南二丁目1番29号	平成26年 9月1日

秋田市告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成26年9月8日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第135号	ニュータウン さくら薬局	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3ー5号	平成26年 10月1日

秋田市告示第218号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年9月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市土崎港東四丁目8番2号
氏名 小 玉 あや子
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市飯島字薬師田144番地1
- 3 売りさばき所の名称
ローソン秋田飯島薬師田店

秋田市告示第219号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 9 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称
平成26年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収
税額決定・変更通知書

秋田市告示第220号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 9 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類
平成26年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第221号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成26年 9 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日
平成26年 8 月 5 日から同月25日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成26年 9 月26日から平成27年 3 月26日まで

2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866－2035
秋田市東通仲町 4 番 3 号
秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 9 月16日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

1 秋田市中通七丁目 1 番 2 号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 松 本 実

2 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県職員消費生活協同組合
理事長 瀬 尾 和 雄

3 由利本荘市大門50番地
コンノ楽器
今 野 善 治

秋田市告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

平成26年 9 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
いわやスマイル歯科 ク リ ニ ッ ク	秋田市寺内字三千刈371 番地 1	平成26年 8 月 1 日
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 幸	秋田市中通六丁目 4 番27 号	平成26年 8 月 1 日
泉 さ く ら 薬 局	秋田市泉南二丁目 1 番29 号	平成26年 9 月 1 日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
三浦小児科内科医院	秋田市新屋勝平町 2 番25 号	平成26年 8 月31日

秋田市告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項および同条第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更した

ので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成26年9月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ゆい居宅介護 支援事業所	秋田市土崎港東一丁目2 番8号	平成26年 8月15日
ショートステイ 夢見草	秋田市旭南三丁目10番10 号	平成26年 8月15日
地域密着型 特別養護老人ホーム うぐいす城東	秋田市広面字宮田32番地 1	平成26年 8月1日
デイサービスセンター なのはな	秋田市土崎港北一丁目7 番21号	平成26年 9月1日
泉さくら薬局	秋田市泉南二丁目1番29 号	平成26年 9月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
ゆい訪問 介護事業所	訪問介護ステー ションめぐり	ゆい訪問 介護事業所	平成26年 8月15日

秋田市告示第225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成26年9月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービ スの 種 類
スターチス 株式会社	介護相談室 だんだん	秋田市土 崎港西五 丁目12番 17号	平成26年 9月15日	居宅介護 支援

秋田市告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成26年9月18日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第129号	半田薬局	秋田市將軍野東一丁 目5番18号	平成25年 11月1日

秋田市告示第228号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告

示する。

平成26年9月24日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
菅原 卓	秋田県立脳血管 研究センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声又は言語 機能障害 肢体不自由
東山 巨樹	秋田県立脳血管 研究センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声又は言語 機能障害 肢体不自由
吉田 達哉	市立秋田総合病 院	消化器内科	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
市川 喜一	市立秋田総合病 院	血液・腎臓 内科	じん臓機能障 害
小泉ひろみ	市立秋田総合病 院	小児科	肢体不自由
高橋 まや	市立秋田総合病 院	小児科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障 害 呼吸器機能障 害
河村 正成	市立秋田総合病 院	小児科	肢体不自由
斎藤 均	市立秋田総合病 院	脳神経外科	肢体不自由
佐藤 勤	市立秋田総合病 院	外科	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
高橋研太郎	市立秋田総合病 院	外科	ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害
高清水清治	市立秋田総合病 院	外科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障 害 呼吸器機能障 害 ぼうこう又は 直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害

里吉 清文	市立秋田総合病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害
清水 宏明	秋田大学医学部 附属病院	脳神経外科	音声又は言語 機能障害 肢体不自由
高橋 和孝	秋田大学医学部 附属病院	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 肢体不自由
小田 正哉	秋田大学医学部 附属病院	脳神経外科	肢体不自由
田村 晋也	秋田大学医学部 附属病院	脳神経外科	肢体不自由
鈴木 明	秋田大学医学部 附属病院	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 肢体不自由
岡根 克己	秋田厚生医療セ ンター	泌尿器科	ぼうこう又は 直腸機能障害
佐々木 研	秋田大学医学部 附属病院	整形外科	肢体不自由

秋田市告示第229号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田
市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさば
き人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年9月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市泉北一丁目11番17号
名称 マックスバリュ東北株式会社 マックスバリュ泉店
氏名 店長 鈴 木 義 則
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市泉北一丁目11番17号
- 3 売りさばき所の名称
マックスバリュ東北株式会社 マックスバリュ泉店

秋田市告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・
更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により
告示する。

平成26年9月25日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第131号	アイ薬局	秋田市泉字登木227番 地2ソルナビル1階	平成26年 1月1日

秋田市告示第231号

次の短期被保険者証交付通知書は、本人の住所又は居所が明ら
かでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第

226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該短期被保険者証交付通知書は、市民生活部国保年金
課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、
いつでも交付する。

平成26年9月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
短期被保険者証交付通知書

秋田市告示第232号

次の被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更
新予告通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達で
きなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2
第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明
書の更新予告通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管
し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年9月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
被保険者証返還命令通知書および被保険者資格証明書の更新
予告通知書

秋田市告示第233号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで
ないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226
号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収
納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつ
でも交付する。

平成26年9月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成26年度第1期国民健康保険税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第11号

平成26年9月25日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室
に教育委員会定例会を招集する。

平成26年9月19日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 英 憲

付議案件

- (1) 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件
- (2) 教育委員会事務の点検・評価に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成26年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 50分の1の数 5,318人
2 3分の1の数 88,626人

農 委 告 示

秋田市農委告示第11号

平成26年9月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成26年9月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（5件）
2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（2件）
3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
4 農用地利用集積計画（平成26年度第6号）に関する件
5 非農地証明申請に関する件（3件）
6 平成27年度秋田市農業施策に対する建議に関する件

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年9月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

医師の氏名	主たる場所	予防接種の種類
桑原 敏行	秋田市榎山登町5番28号 桑原内科クリニック	日本脳炎

追加年月日 平成26年8月22日

- 2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名および予防接種を行っていた主たる場所

医師の氏名	主たる場所
三浦 靖徳	秋田市新屋勝平町2番25号 医療法人三新会 三浦小児科内科医院

辞退年月日 平成26年9月1日

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年9月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画道路 3・4・11号 新屋土崎線
2 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成26年9月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 大町・下肴町地区計画
2 位置および区域
秋田市大町五丁目および大町六丁目地内
3 縦覧期間
平成26年9月17日から同年10月1日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
4 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
5 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成26年9月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号
東北ミサワホーム株式会社
代表取締役 南雲秀夫
2 道路位置指定箇所
秋田市旭南二丁目352番2
3 道路幅員 4.00メートル
4 道路延長 32.95メートル
5 指定年月日および番号
平成26年9月18日 第5号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成26年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年9月25日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成26年9月1日付け秋田市指令第4257号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年9月26日

秋田市長 穂 積 志

- 開発許可を受けた者の住所および氏名
岩手県北上市若宮町二丁目5番15—101号パルク若宮
高 橋 陽
- 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市四ツ小屋小阿地字柳林203番1

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第3項の規定に基づき、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を見直したので、同法第6条第6項の規定に基づき、公告する。

平成26年9月30日

秋田市長 穂 積 志

教 委 公 告

秋田市教委公告

平成27年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

平成26年9月29日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

- 選抜の種類
前期選抜および一般選抜を設定する。
- 入学願書の提出期日および提出先
 - 提出期日
ア 前期選抜 平成27年1月13日(火)から同月15日(木)正午まで
イ 一般選抜 平成27年2月10日(火)から同月13日(金)正午まで
 - 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長
- 入学検定料 2,200円
- 入学志願者検査日
 - 前期選抜 平成27年1月28日(水) 学力検査および面接
ア 実施教科 3教科（国語、数学および英語）
イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校にお

いて行う。

- 一般選抜 平成27年3月5日(木) 学力検査および面接
ア 実施教科 5教科（国語、社会、数学、理科および英語）
イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校にお

5 出願資格

- 前期選抜 中学校又はこれに準ずる学校を平成27年3月に卒業する見込みの者で、「平成27年度秋田県公立高等学校入学希望者選抜実施要項」で定める「出願の条件」を満たしている者
- 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していない者
ア 中学校又はこれに準ずる学校を平成27年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者
イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

6 募集する学科名および募集人員

- 学科名 商業科
- 募集人員 男女 240名

7 合格者の発表

- 前期選抜 平成27年2月4日(水) 午後4時
- 一般選抜 平成27年3月13日(金)

8 その他

入学希望者の選抜の実施に必要な細目事項は、「平成27年度秋田県公立高等学校入学希望者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

平成27年度に秋田市立御所野学院中学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院中学校、高等学校学則（平成11年秋田市教委規則第7号）第7条第2項の規定により公告する。

平成26年9月29日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

1 入学願書の提出期日および提出先

- 提出期日
平成26年11月12日(水)から同月14日(金)まで。ただし、郵送の場合は同月14日(金)までの消印を有効とする。

(2) 提出先

秋田市立御所野学院中学校長

2 出願資格

平成27年3月に小学校の課程を修了見込みで、保護者とともに、秋田市内在住又は平成27年4月1日までに在住予定の者

3 募集人員 80名

4 入学予定者選考の実施期日等

- 実施期日 平成26年12月6日(土)
- 内容 適性検査および面接

5 選考結果の通知 平成26年12月24日(水)

6 その他

入学希望者決定に関して必要な細目事項は、別に定める「平成27年度秋田市立御所野学院中学校入学希望者決定要項」によるものとする。

選 管 公 告

秋市選管公告

檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項の規定に基づき、檢察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年9月10日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成26年9月17日(水) 午後1時

秋市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年9月10日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成26年9月17日(水) 午後1時

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年9月5日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市寺内字イサノ（別添図面（省略）に表示された施工箇所
に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内
にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年9月5日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市広面字釣瓶町（別添図面（省略）に表示された施工箇所
に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内
にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年9月26日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市將軍野東二丁目（別添図面（省略）に表示された施工箇所
に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内
にあるもの）